

# 鳥取縣公報

昭和十七年二月十三日  
第一千三百七號

金曜日

本書ノ大きさハ國定規格A5判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第八十號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年一月三十一日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年二月十三日

教會ノ名稱	所 在 地	所屬教派ノ名稱
金光教賀露教會	鳥取市賀露町千七百三番地ノ二	金光教
金光教新井教會	岩美郡本庄村大字新井二百九十二番地	金光教
金光教河原教會	八頭郡河原町大字河原四十九番地ノ二	金光教
金光教用ヶ瀬教會	八頭郡用ヶ瀬町大字用ヶ瀬町五百一十一番地一	金光教

### ◇鳥取縣告示第八十一號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年二月四日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年二月十三日

教會ノ名稱	所 在 地	所屬教派ノ名稱
金光教米子教會	米子市加茂町三丁目二十四番地	金光教
金光教赤碕教會	東伯郡赤碕町大字赤碕千二百十四番合併地千二百十五番	金光教
金光教境教會	西伯郡境町京町百五十二番地	金光教
金光教淀江教會	西伯郡淀江町大字西原六百五十二ノ二番地	金光教
金光教根雨教會	日野郡根雨町大字根雨七百三番地ノ一	金光教
金光教金岩教會	日野郡溝口町大字金屋谷千四十四番地	金光教

### ◇鳥取縣告示第八十二號

繭絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十七年二月十三日

01024

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託繭絲調 解囑繭絲調 擔當調査範圍 職務 囑託解囑  
 査員 氏名 査員氏名 番號 郡市町村名 場所 年月日  
 庄川 明 一〇三 西伯郡成實村 尙徳村 昭和十七年  
 二月十三日  
 役場  
 松本忠子 安山 博 〇 同 崎津村 崎津村 同 同  
 役場

鳥取縣告示第八十三號

暴行行為取締規則第一條第二項及第三項ノ規定ニ依リ左ノ通指  
示ス

昭和十七年二月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 販賣スル物品ノ名稱  
電燈用電球、豆電球、自動車球
- 二 指示事項  
小賣業者ガ前項ノ物品ヲ販賣スルニ當リ廢電球ト引換ヲ條件  
トスル場合  
但シ廢電球ヲ供出シ得ザル場合ハ町内(部落)會長、隣組長  
ハ之ニ準ズル者ノ證明書ヲ引換トス

鳥取縣告示第八十四號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通演劇映畫等興  
 行人場料金ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ鳥取縣興行協會ノ地  
 區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル  
 者ニ付テモ之ヲ適用ス

昭和十七年二月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區
- (イ) 名 稱 鳥取縣興行協會
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格  
地區内ニ於テ演劇、演藝、觀物又ハ映畫興行ヲ爲ス者
- 三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其  
ノ實施ノ日  
額 別記ノ通り  
實施ノ日 昭和十七年二月十三日

01025

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 入場料金ハ興行ノ都度見易キ場所ニ掲記スベシ

別 記

入 場 料 金

- 一 映畫興行人場料金
  - 一 級 八十錢以内
  - 二 級 六十錢以内
  - 三 級 四十六錢以内
  - 四 級 三十錢以内
- 二 演劇、演藝、觀物等入場料金
  - 一 級 三圓五十錢以内
  - 二 級 二圓五十錢以内

三 級 一圓五十錢以内

四 級 八十錢 以内

五 級 四十六錢以内

三 制服着用ノ現役軍人及十四歳未満ノ者ハ本表料金ノ半額以内

トス

四 団体ノ入場料ハ本表料金ニ拘ラズ左ノ料金ニ依ルモノトス

(イ) 國民學校兒童ノ団体(五十人以上)ハ一人ニ付キ五錢以内

(ロ) 中等學校又ハ之ニ準ズル學校生徒ノ団体(五十人以上)ハ

一人ニ付本表料金ノ三割以内

五 本表入場料金ニハ下足料ヲ含ムモ入場税ハ別ニ加算スルコト  
ヲ得ルモノトス

六 有料觀賞會、實演、アトラクション等ノ場合ト雖モ本入場料  
金ヲ超ヘザルモノトス

七 本表ニ掲グル各級種別ハ上映上演ノ都度所轄警察署長ノ認可  
ヲ受ケ之ヲ定ムルモノトス

# 彙報

## 新年祭に當りて

(社寺兵事課)

新年祭は毎年二月十七日行はれ、宮中に於かせられては當日宮中三殿、即ち賢所・皇靈殿・神殿の大前において嚴肅なる祭祀を執行せられ、畏くも 天皇陛下御親拜遊される外、神宮には勅使を御差遣の上奉幣の儀を行はしめ給ひ、官國幣社に對しても供進使として地方長官を參向せしめ、それら々々幣帛を奉奠せしめ給ふのであつて、又府縣社以下神社にあつても府縣社・郷社へは道府縣より、村社に對しては當該市町村よりいづれも官國幣社に準じて幣帛並びに神饌料を供進する。但しこの新年祭は二月十七日を以て執行すべきであるが、やむを得ぬ事情のある神社に於てはこれに近接する日を選んで執行はれることになつてゐる。

抑々我が國は古來瑞穂の國と稱せられ、農業國として世界に追從を許さぬものであるが、それはたゞに氣候風土が農耕に適するが爲といふ以外に、別に高遠なる我が國體に深き關聯を持つ精神

的條件が最も重要な素因をなして居るのである。

今更申すまでもなく我が皇室は農を以て國の大本と立てさせ給ひ、數多い祭祀の中でも殊に農事に關する祭祀を尊重せさせ給ふことは大寶令や延喜式にも明らからであり、御歴代の詔勅にも農業について畏き勅旨を宣らせ給ふてゐるのであるが、かゝる恭き勅旨の根本は實に 皇祖天照大神の大御心に基かせ給ふものと拜せられるのであつて、古典に據るに 大神は稻を以て

「うつしき青人草の食ひて生くべきものなり」とのたまひ、 皇孫御降臨にあたりては扈從の天兒屋命・太玉命にみことのりして

「吾が高天原に御しめす齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつるべし」

と仰せられ、御手づから稻穂を授けさせ給ふたのである。さればこそ其の後御歴代の 天皇におかせられては、この大御心に應へ給ひて播種の始めには祈 祀 祭を、收穫の後には新 嘗 祭を鄭重に執行はせ給ひ神宮始め官國幣社以下神社に於ても嚴かに祭祀が行はれて聖國祈請と感謝の誠を捧げまつる國風となつて居ること、洵に神國日本の有りがたき姿といふべきである。

又新年祭は上述の如く年穀の豐饒を祈願し奉る祭祀として行はれたものである爲、世上或は農業關係者のみの祭日と解する者も

ない、は無いが、しかし祭祀の意義も時と共に擴充せられることは當然であり、且延喜式の新年祭の祝詞にも

「皇御孫命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂御世に幸へ奉るが故に」

とあり、又現今の官國幣社新年祭宮司の祝詞には

「興御年を始め草の片葉に至るまで作りと作る物共を」とあるごとく、單に年穀の豐饒を祈るばかりでなく全産業に關する祭祀であり、進んで皇室の安寧・國力の充實・國家の隆昌を祈るものであることを思へば、農業關係者は素より全産業人、全國民の祭祀であるわけである。

なほ、今や我が國は華國の大理想完遂の爲に、大東亞共榮圈の達成を目指して聖國奮進してゐるのであるが、古代の我が日本國民が如何に入紘一字の理想に燃えてゐたかがこの新年祭の祝詞の中に述べられてゐる。即ち

「皇神の見齋かします四方の國は、天の壁立つ極み國の退立つ限り、青雲の雲く極み白雲の墜向坐伏す限り、青海原の棹椀干さず舟艦の至り留まる極み大海原に舟滿ちつて、陸より往く道は荷の緒縛堅めて磐根木根履みさくみて馬の爪至り留まる限り長道間無く立ちつて、狭き國は廣く峻しき國は平らけく、遠き國は八十綱打ち掛けて引寄することの如く云々」

とあるのであつて、當時の我が國民の理想が如何に雄大であつたか、皇道宣布の大理想・八紘爲宇の國民精神が漲つてゐたかと思はれて、そして現代に於ける大東亞建設の聖業と脈々軌を一にする大氣魄に自ら心を打たれざるを得ぬ。我々は東亞戰爭下に於てこの新年祭を迎へ、古代日本精神の雄渾なる大精神大氣魄を想起すると共に、この聖戦が往古より一貫する日本精神の顯現であることを思つて益々聖業完遂の尊さを痛感し、千艱萬苦をも克服して聖國以來幾千年の國是達成に邁進する覺悟を新にする次第であつて、來る新年祭の當日は縣民擧つて神社に參拜し、五穀の豐饒を祈ると共に聖業完遂・國運隆昌を祈誓し奉るべきであると信ずる。

リヤカー並に同部分品の

### 配給統制要綱設定

— 重點的に切符制配給 —

(商工課)

リヤカーは勞力調整上必要欠ぐべからざるもので、縣に於ては昨年五月リヤカー並に同部分品の配給統制要綱を設定し、農産物

搬出用には優先的に自由販賣を行はせられたのであつたが、最近需要者の激増と品物は益々逼迫の度を加へて來たので、今回右配給統制要綱を全面的に改正して切符制に依る配給を實施することゝなつた。

配給の希望者は各市町村役場、各警察署、自轉車小賣業者で申請書様式を聞き合せ職業、用途を出来るだけ具体的詳細に記入し又購入せんとするリヤカーの種類、購入せんとする自轉車店名及び住所を記入して縣知事宛リヤカー購入票を申請すれば宜い。尚ほ統制要綱を記せば次の如くである。

**鳥取縣リヤカー配給統制要項**

- 一 木要綱に於て配給統制するリヤカーは内地向リヤカーに限る
- 二 鳥取縣自轉車卸商業組合は本縣に割當てられたるリヤカーを縣の指示するものより購入し之を縣の指示により配給支部を通じて鳥取縣自轉車小賣商業組合(以下小賣商組と稱す)に共同販賣すること。
- 三 リヤカーを購入せんとする者は別に定むるリヤカー購入申請書を市町村經由縣に提出すること。
- 縣はリヤカー購入申請書を審査の上リヤカー購入票を市町村經由交付すること。
- 小賣商組は縣の發行せるリヤカー購入票と引換へにリヤカーを

共同販賣すること。  
五 リヤカーの配給統制に付ては鳥取縣自轉車配給統制協議會と密接なる連絡をとること。

**防空精神を強化促進**

(學務課)

空襲はいつ何時行はれるか分らない。此の空襲を防ぐためには之に必要な準備を整へ、訓練を徹底し、各々其の職域を固守することに依つて之が目的を達成し得るものである。此處に於て縣では兒童に對しても空襲の概要を知らしめ、不安を除去し、誤解及び恐怖心を一掃して沈着冷靜且つ勇敢に行動せしめるやう教育することゝなつた。

即ち國民學校に於ける防空対策は先づ兒童の身体の安全を固るを以て主眼とし、學校に於ける授業は極力之を實施することが出来るやう豫め各般の準備を施し、「敵機來らば來れ!」の固い信念を植え付けるため、之等國民學校(幼稚園を含む)兒童に對して防空強化促進に關する教育要綱を次の如く設定し、不斷の防空

教育訓練の徹底に依つて一朝有事の際遺憾なきを期することゝなつたものである。

**一 精神教育**

- 1 大東亞戰爭の意義即ち大詔渙發の御趣旨に付き謹話すること。
- 2 米英二大國と之に追隨する反樞軸國との戰爭は長期戦移行の公莫大なる所以を闡明すること。
- 3 航空機の發達せる現代戦に於ては我が國土に空襲を受けることは、避けんとするも避けられないことである。假令空襲を受けても不安動搖を來さず、防空必勝を期するため老人と云はず子供と云はず全國民が空襲を受けるものであるとの覺悟を定め充分に腹を決めてかゝること。
- 4 外征將兵の赫々たる武勳に對し感謝の念を鼓吹すると共に國土防衛は國民の責務であることを銘記せしめること。

**二 防空智識**

- 1 防空警報の種類(警戒、空襲)と信號(サイレン、警鐘の鳴らし方)の概略を教育すること。
- 2 燈火管制(屋内燈のみ)の方法の概略を教育すること。
- 3 國民防空は防火第一主義を徹底すること。之がため次の事項を教育すること。

**三 實地訓練**

- 1 學校防護は兒童を保護すると共に消火を以て主眼とし訓練して置くこと。
- 2 授業中空襲警報があつた時は豫め定めたる方法に依り緊急避難又は待避せしめ、若くは狀況に依り歸宅させる等の訓練をして置くこと。
- 3 登校又は歸宅の際空襲警報に遭つた場合の措置に付ては通學班の組織又は待避の場所を豫定する等必要な準備と訓練をして置くこと。
- 4 避難又は待避等の場合職員又は取締りの者の誘導の下に統制ある行動をするやう訓練をして置くこと。
- 5 家に居る場合空襲警報に遭つたら任務の分擔に従ひ手際よく行動するやう教育をして置くこと。

**傷夷 軍人 中等學校教員養成**

(社會課)

傷夷軍人にして教育者たるに適する素質と熱意とを有する者に

對し、必要なる教育を施して中等學校教員たらしめ、傷痍軍人に新なる報國の途を開くと共に、其の貴重なる體驗を通じて中等學校生徒に國防に對する認識を深からしめ、傷痍軍人に對する尊敬感謝の念を篤からしめる目的を以て、軍事保護院では東京高等師範學校内に「傷痍軍人中等學校教員養成所」を設置してこれが養成に當つてゐるのであるが、來る昭和十七年度に於ても國語漢文科約十五名、歴史地理科約十五名、數學科約二十名、計約五十名を募集する。

この修業年限は各科とも三ヶ年であつて、修了者に對しては無試験檢定により履修學科に應ずる中等學校教員免許狀を授與するのであるが、これらの入所者に對しては修學手當として一ヶ年三百圓以内を補給することになつてゐる。入所資格は中等學校程度以上の學力を有する傷痍軍人で品行方正意志鞏固、思想穩健にして中等學校教員たるに適するものである。志願者は縣社會課又は市町村役場に問合せ、所定の書類を揃へて二月二十日までに居住地地方長官宛提出されたい。

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 不詳
- 二 性別 男子

昭和十七年二月十三日印刷  
昭和十七年二月十三日發行

三 所持品 パナマ型帽子、ズック靴、煙管、マツチ、金四十六錢  
四 狀 況 死後八ヶ月ト推定、昭和十七年一月六日同村大字愛榮イ九二一番地山林ニ於テ發見假埋葬ス  
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍 自稱 廣島縣廣島市宇品町貳丁目
- 一 年 齡 推定五十歳位
- 一 男女ノ別 男子
- 一 職 業 元鍛冶職
- 一 氏 名 藤川近市
- 一 人 相 特徴身長五尺位 肥滿シタル方
- 丸顔頭髮五分刈、齒全齒ナシ、其ノ他目耳鼻等普通
- 一 着 衣 木綿霜降ノ厚司、ネル袴綿ノシヤツ、メリヤス
- バツチ、白木綿ノ兵子帶
- 一 取扱ノ經過 昭和十七年一月二十一日午前八時那賀郡橋町字大浦一三七番地ノ一山林内ニ於テ野宿中變死シ居レルヲ四國巡拜者岐阜縣惠那郡竹並村字竹折一二四宮地芳一當三十六歳ガ發見シ警察官署ニ届出タルニ依リ檢死ノ結果行旅死亡人トシテ取扱ヒタルモノナリ
- 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所